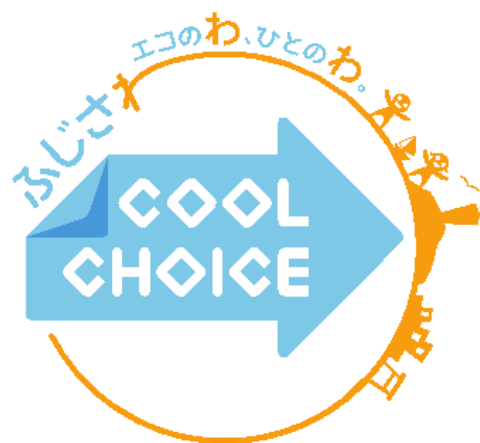


藤沢市環境保全職員率先実行計画



藤沢市

目 次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画改定の背景 | 1 |
| 1 地球温暖化問題に関する国内外の動向 | 1 |
| 第2章 計画の基本的事項 | 5 |
| 1 計画の目的 | 5 |
| 2 計画の位置づけ | 5 |
| 3 計画の期間及び目標年度 | 6 |
| 4 計画の目標 | 6 |
| 5 計画の範囲 | 6 |
| 6 対象とする温室効果ガス | 7 |
| 第3章 本市の現状 | 8 |
| 1 地球温暖化対策に関するこれまでの取組 | 8 |
| 2 温室効果ガス排出量の算定方法 | 8 |
| 3 エネルギー別温室効果ガス排出量の状況 | 9 |
| 第4章 温室効果ガス排出量の削減目標 | 10 |
| 1 温室効果ガス排出量の削減目標の設定 | 10 |
| 第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組 | 11 |
| 1 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の基本方針 | 11 |
| 2 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の取組体系 | 12 |
| 3 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組 | 13 |
| 第6章 計画の推進体制と進行管理 | 18 |
| 1 計画の推進体制 | 18 |
| 2 計画の進行管理 | 19 |
| 資料編 | 20 |

文章中などにおいて*が付く用語は、資料編の用語集に解説を掲載しています。

第1章 計画改定の背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

(1) 地球温暖化の概要

太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガス*が吸収し大気を暖めています。地球温暖化*は、大気中の温室効果ガスの濃度の上昇に伴い、温室効果が強くなり、地上の温度が上昇することで引き起こされます。

18世紀半ばの産業革命以降、石炭や石油などの化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に増加したことが、地球温暖化の原因と考えられています。

気候変動に関する政府間パネル* (Intergovernmental Panel on Climate Change、以下、IPCC) が公表した「第5次評価報告書・統合報告書」(2014年度(平成26年度))では、気候システムに対する人為的影響が明らかであるとともに、「気候システムの温暖化には疑う余地がなく、また1950年代以降、観測された変化の多くは数十年から数千年間にわたり前例のないものである」と示されました。2021年(令和3年)に公表された「第6次評価報告書・第1作業部会報告書」においても「人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない。大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れている。」と示されました。

「第5次評価報告書・統合報告書」では、代表的濃度経路シナリオ* (Representative Concentration Pathways、以下、RCP) に基づく気候変動の将来予測が示されており、最も地球への影響が大きいRCP8.5の場合、21世紀末までに世界の平均気温は2.6~4.8℃、海面水位は0.45~0.82mの上昇が見込まれています。世界の平均気温が2.6~4.8℃上昇した場合、今世紀半ばまでには北極圏の海氷が夏季にほとんど存在しない状態となるほか、地域により降水量が増加又は減少する可能性が高いとされています。

(2) 国際的な動向

■2015年(平成27年)9月 「持続可能な開発目標(SDGs)*」採択

2015年(平成27年)9月の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が全会一致で採択され、先進国のみならず発展途上国を含むすべての国が2030年(令和12年)までに全世界で達成を目指す国際目標が示されました。「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17の目標・169のターゲットを定め、包括的な社会の実現を目指し「経済・社会・環境」をめぐる幅広い課題に取り組んでいくとしています。

◆SDGsにおける17の目標



■2015年（平成27年）12月 「パリ協定*」採択

2015年（平成27年）12月にフランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議*（Conference of the Parties 21、以下、COP21）において、法的拘束力のある国際的な合意文書「パリ協定」が採択されました。

参加するすべての国が温室効果ガスの削減目標を掲げ、今世紀後半までの気温上昇を産業革命前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力の追求を目標としており、日本は、同年7月に温室効果ガスの削減目標として「2030年度に2013年度比26%削減の水準にする」ことを約束草案*として国際的に公表しました。

2021年（令和3年）10月から11月にかけて開催されたCOP26では、「パリ協定」の1.5℃努力目標達成に向け、全ての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の削減及び非効率な化石燃料補助金からの段階的廃止を含む努力を加速すること、先進国に対して、2025年（令和7年）までに途上国の適応支援のための資金を2019年（令和元年）比で最低2倍にすることが求められています。

（3）日本の動向

■2020年（令和2年）10月 「2050年カーボンニュートラル*宣言」

国では、「パリ協定」に定める目標等を踏まえ、2020年（令和2年）10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。これにより、「2050年カーボンニュートラル」を目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する地方公共団体が増加しています。

■2021年（令和3年）6月 「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布

地球温暖化対策の国際的枠組「パリ協定」の目標や「2050年カーボンニュートラル宣言」を踏まえ、2050年（令和32年）までの脱炭素社会*の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定しました。

■2021年（令和3年）10月 「第6次エネルギー基本計画」閣議決定

エネルギー政策を進める上では、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性の向上（Economic Efficiency）による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図る、S+3Eの視点が重要であるとしています。また、「2050年カーボンニュートラル」を実現するために、再生可能エネルギーについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組み、水素・CCUS*については、社会実装を進めるとともに、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくとしています。

■2021年（令和3年）10月 「地球温暖化対策計画」閣議決定

IPCC「1.5℃特別報告書」を受けて、世界の平均気温の上昇を工業化以前の水準よりも1.5℃に抑えるための努力を追求することが世界的に急務であることから、日本においても2050年（令和32年）までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すとしています。「2050年目標と整合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを掲げています。

（4）神奈川県の変向

■2017年（平成29年）3月 「神奈川県庁温室効果ガス抑制実行計画」改定

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律*（以下、温対法）」第21条に基づき、「都道府県の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画」として位置づけられ、「神奈川県地球温暖化対策推進条例」第9条に基づき「県の事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制に関する計画（事務事業温室効果ガス排出抑制計画）」として定めるものです。

温室効果ガス排出量の削減目標として、エネルギー起源の二酸化炭素排出量を、2030年度（令和12年度）に、2013年度（平成25年度）比で40%削減を目指すとしています。

■2020年（令和2年）2月 「かながわ気候非常事態宣言」

2019年（令和元年）の台風第15号及び第19号により生じた、記録的な暴風や高波、高潮、大雨、大規模な土砂崩れ、浸水等により甚大な被害を受けており、今後もこのような異常気象の発生と被害リスクの増大が懸念されていることから、「県民のいのちを守る持続可能な神奈川」の実現に向けて、「今のいのちを守るため、風水害対策等の強化」、「未来のいのちを守るため、2050年の「脱炭素社会」の実現に向けた取組みの推進」、「気候変動問題の共有に向けた、情報提供・普及啓発の充実」を基本的な柱として、災害に強いまちづくりなどの「適応策*」と温室効果ガスの削減を図る「緩和策*」などに「オール神奈川」で取り組んでいくことを2020年（令和2年）に宣言しました。

（5）藤沢市の変向

■2021年（令和3年）2月 「藤沢市気候非常事態宣言」

地球温暖化の影響とみられる記録的な猛暑、大型化した台風や局地的な集中豪雨による土砂災害や洪水被害、大規模な干ばつなど、世界各国で甚大な被害をもたらす気候変動の状況を鑑み、市民・事業者などあらゆる主体がこの脅威を認識し、SDGsの目指す持続可能な社会の実現に向け、力を合わせて取り組んでいくため、2021年（令和3年）2月に「藤沢市気候非常事態宣言」を表明しています。

その中で、「脱炭素社会の実現に向け、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指します。」、「気象災害から市民の安全な暮らしを守るため、風水害対策を強化します。」、「気候変動の危機的状況を市民・事業者・行政などあらゆる主体が広く情報共有し、協働して気候変動対策に取り組みます。」の3つの柱を掲げ、取組を進めています。

■2022年（令和4年）3月 「藤沢市環境基本計画」改定

1996年度（平成8年度）に制定された「藤沢市環境基本条例」に基づき、環境の保全等に関する基本的な施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。2022年（令和4年）3月に改定した「藤沢市環境基本計画」では、総合環境像として「地域から地球に広がる環境行動都市」を掲げ、環境の保全及び創造に向けた5つの環境像と、これら環境像の実現を目指す上での環境目標を掲げています。5つの環境像のうち、「環境像5 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち」は「藤沢市地球温暖化対策実行計画」と対応しており、地球温暖化及びエネルギー・食糧などの資源に関する課題について、「地球規模で考え、地域から行動を起こす。」（Think Globally, Act Locally）の視点に立ち、持続可能なまちづくりと脱炭素社会の創造を目指すとともに、市民・事業者・行政との協働・連携による環境にやさしいまちづくりを推進しています。

■2022年（令和4年）3月 「藤沢市地球温暖化対策実行計画」改定

「温対法」第19条第2項に基づき、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出量の削減等を行うために策定する計画です。「藤沢市環境基本計画」における「環境像5 環境にやさしく地球環境の変化に適応したまち」に対応しており、「省エネルギー対策の推進」、「エネルギーの地産地消」、「環境にやさしい都市システムの構築」、「循環型社会*の形成」を基本方針として脱炭素社会の実現を目指すとともに、「気候変動適応法」第12条に基づく、「地域気候変動適応計画」を内包し、気候変動による影響に対して、回避・軽減を図る「適応策」を講じています。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

「藤沢市環境保全職員率先実行計画」は、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減、吸収源の保全及び強化のための計画であり、本市がこの計画に基づき温室効果ガス排出量の削減に率先的な役割を果たすことで、市域全体の温室効果ガス排出量の削減に寄与することを目的とします。

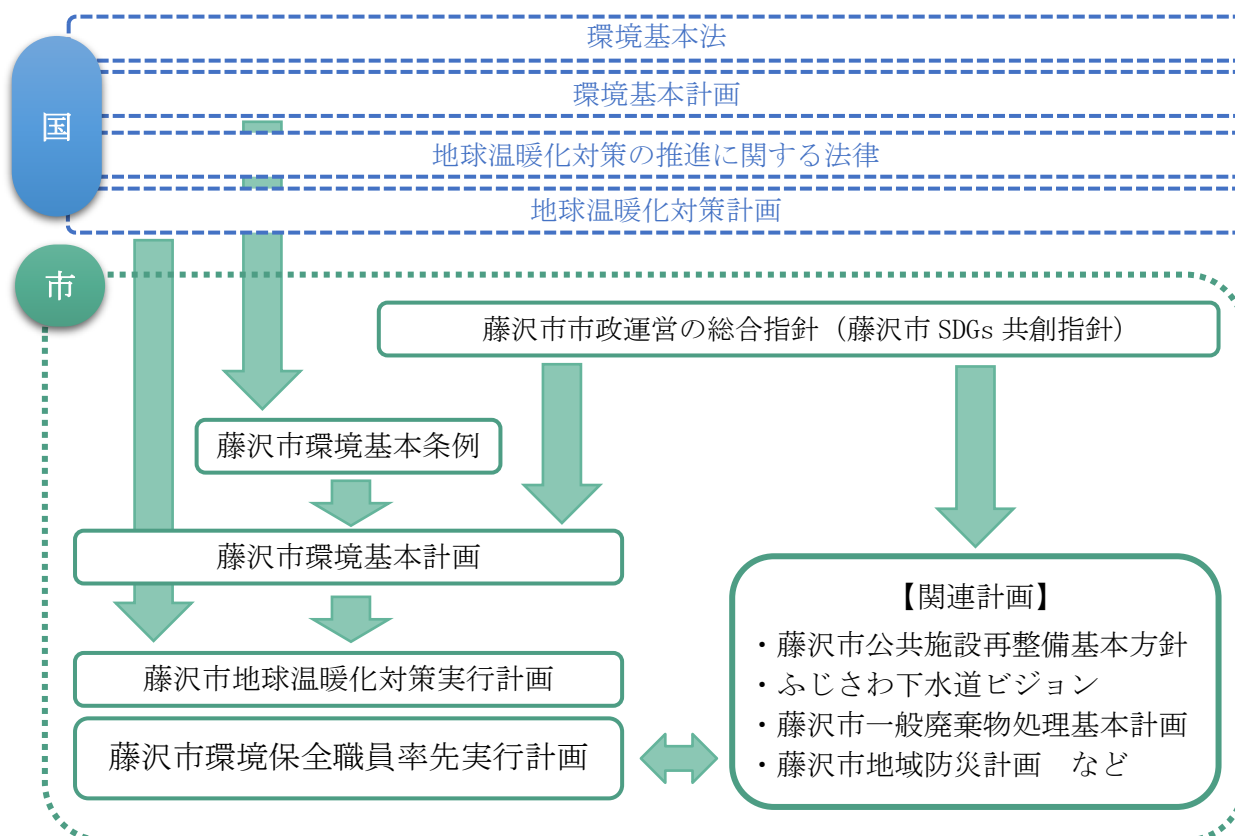
2 計画の位置づけ

本市では、「温対法」第19条第2項に基づき、本計画の上位計画に当たる「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市民・事業者・行政の各主体が担う役割を明確にし、市域全体の温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を定めています。

本計画は、「温対法」第21条において、地方公共団体に策定が義務づけられている「地方公共団体実行計画」であり、藤沢市が一事業者として、温室効果ガス排出量の削減に向けて、率先的に実行する取組を定めています。

■地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。



3 計画の期間及び目標年度

本計画の計画期間は、2022年度（令和4年度）から2030年度（令和12年度）までの9年間とします。

国の「地球温暖化対策計画」及び「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、2013年度（平成25年度）を基準年度、2030年度（令和12年度）を目標年度とし、温室効果ガス排出量の削減を行っていきます。

ただし、国内外の社会情勢の著しい変化等に合わせ、必要に応じて目標や取組等の見直しを行うこととします。

| | |
|-------|----------------------------------|
| ■計画期間 | 2022年度（令和4年度）～2030年度（令和12年度）の9年間 |
| ■基準年度 | 2013年度（平成25年度） |

4 計画の目標

市域全体を対象とした「藤沢市地球温暖化対策実行計画」では、温室効果ガスの削減目標として、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減」することを目標として掲げています。

本市が一事業者として取り組む「藤沢市環境保全職員率先実行計画」における温室効果ガス排出量の削減目標は、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」における「業務その他部門」を踏まえ、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）度比で56%削減」を目標として設定し、より高みを目指せるように挑戦をしていきます。

本計画の温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を
2013年度比で **56%**削減

5 計画の範囲

本計画では、本市が管轄する出先機関等を含めた組織及び施設等における全ての事務及び事業を対象とし、指定管理者制度などによる管理施設についても対象とします。

ただし、外部への委託等による事務及び事業は対象外とし、温室効果ガス排出量の削減に向けた配慮を要請するものとします。

6 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガスは、「温対法」第2条第3項で定める次の7種類としますが、二酸化炭素以外のメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素が、本市の管轄する事務及び事業から排出される温室効果ガスに占める割合が小さい又は排出がないため、二酸化炭素を算定対象とします。

◆「温対法」で定められている温室効果ガス

| 温室効果ガス | | 主な発生源 |
|---------------------------|----------|---|
| 二酸化炭素 (CO ₂) | エネルギー起源 | 石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料の燃焼、電気の使用（火力発電所によるもの）等 |
| | 非エネルギー起源 | 廃棄物の焼却処理、セメントや石灰石製造等の工業プロセス等 |
| メタン (CH ₄) | | 稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の焼却処理、排水処理、自動車の走行等 |
| 一酸化二窒素 (N ₂ O) | | 化石燃料の燃焼、化学肥料の使用、排水処理、自動車の走行等 |
| ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs) | | 冷凍空気調和機器・プラスチック・噴霧器・半導体素子等の製造、溶剤としてのHFCsの使用、クロロジフルオロメタン又はHFCsの製造 |
| パーフルオロカーボン類 (PFCs) | | アルミニウムの製造、半導体素子等の製造、溶剤等としてのPFCsの使用、PFCsの製造 |
| 六ふっ化硫黄 (SF ₆) | | マグネシウム合金の鋳造、電気機械器具や半導体素子等の製造、変圧器・開閉器・遮断機等の電気機械器具の使用・点検・廃棄、SF ₆ の製造 |
| 三ふっ化窒素 (NF ₃) | | 半導体素子等の製造、NF ₃ の製造 |

第3章 本市の現状

1 地球温暖化対策に関するこれまでの取組

本市では、2001年度（平成13年度）に、環境に関する国際規格 ISO14001 の認証を受け、施設内で使用するエネルギー管理などの環境負荷項目と、緑地の保全などを行う環境保全項目を実践し、年度ごとの目標を設定することで、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

ISO14001 の取組も定着したことから、2010年度（平成22年度）に、ISO の認証を返上するとともに、「藤沢市環境保全職員率先実行計画」を策定し、改めて、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

その後は3年ごとに計画の見直しを行っており、2013年度（平成25年度）には、東日本大震災以降のエネルギー問題を踏まえた見直しを行い、2016年度（平成28年度）には、COP21における「パリ協定」の採択や、国の「地球温暖化対策計画」などを踏まえた見直しを行いました。

また、2019年度（令和元年度）には、2018年（平成30年）1月から藤沢市役所本庁舎が供用開始となったことなどを踏まえた見直しを行い、取組を進めてきました。

今後は、本計画に基づき、本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいきます。

2 温室効果ガス排出量の算定方法

「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver. 1.1）（令和3年3月 環境省）」に基づき、市の事務及び事業における温室効果ガス排出量を以下の算定式により求めることとします。

■温室効果ガス排出量

= エネルギー使用量 × 二酸化炭素排出係数（単位使用量当たりの二酸化炭素排出量）

なお、算定については、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver. 1.1）（令和3年3月 環境省）」に基づく排出係数を用いることとし、電気の使用に伴う二酸化炭素の排出については、環境省及び経済産業省が毎年度公表している「電気事業者別排出係数（特定排出者の温室効果ガス排出量算定用）」における排出係数を用いることとします。

3 エネルギー別温室効果ガス排出量の状況

基準年度である 2013 年度（平成 25 年度）と比較して、現状年度である 2020 年度（令和 2 年度）では、施設で使用している電気について、低炭素な電気事業者に切り替えを進めたことで、電気の使用に伴う温室効果ガス排出量は減少しています。また、基礎排出係数を用いた電気の使用に伴う温室効果ガス排出量よりも、調整後排出係数を用いた電気の使用に伴う温室効果ガス排出量の方が低い値となっているのは、電気事業者が供給を行っている電気のうち、脱炭素な電気の選択しているためです。

都市ガスやLPGの使用に伴う温室効果ガス排出量が増加している要因としては、2018 年度（平成 30 年度）1 月から藤沢市役所本庁舎が供用開始となったことや、小中学校における空調設備の完備によるエネルギー使用量の増加が主な要因と考えられます。

◆エネルギー別温室効果ガス排出量の基準年度との比較

（単位：t-CO₂）

| 項目 | | 2013 年度 （平成 25 年度） （基準年度） | 2020 年度 （令和 2 年度） （現状年度） |
|-------------|-----------------------|---------------------------------|--------------------------------|
| 電気 | 基礎排出係数 ^{※1} | 41,705 | 29,286 |
| | 調整後排出係数 ^{※2} | 40,998 | 27,567 |
| 都市ガス | | 9,699 | 10,357 |
| LPG（プロパンガス） | | 332 | 346 |
| LNG（天然ガス） | | 0（0.4） | 0（0.1） |
| ガソリン | | 478 | 425 |
| 軽油 | | 536 | 851 |
| A 重油 | | 118 | 50 |
| 灯油 | | 127 | 75 |
| 合計 | 基礎排出係数 | 52,995 | 41,390 |
| | 調整後排出係数 | 52,288 | 39,671 |

※1 電気事業者ごとの二酸化炭素排出係数です。

※2 電気事業者におけるメニュー別の二酸化炭素排出係数です。

第4章 温室効果ガス排出量の削減目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

本市では、市域全体を対象とした「藤沢市地球温暖化対策実行計画」において、温室効果ガス排出量の削減目標として、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で46%削減」を目標として掲げており、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標は「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で55.6%削減」としています。

本市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標は、「藤沢市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）比で56%削減」を目標として設定し、より高みを目指せるように挑戦をしていきます。なお、電気事業者におけるメニュー別の二酸化炭素排出係数である調整後排出係数を用いることにより、より実態に合った算定を行うことが可能であり、脱炭素の電力メニューの選択による削減効果を反映することができるため、本計画においては、調整後排出係数を用いた温室効果ガス排出量の算定を採用するものとします。

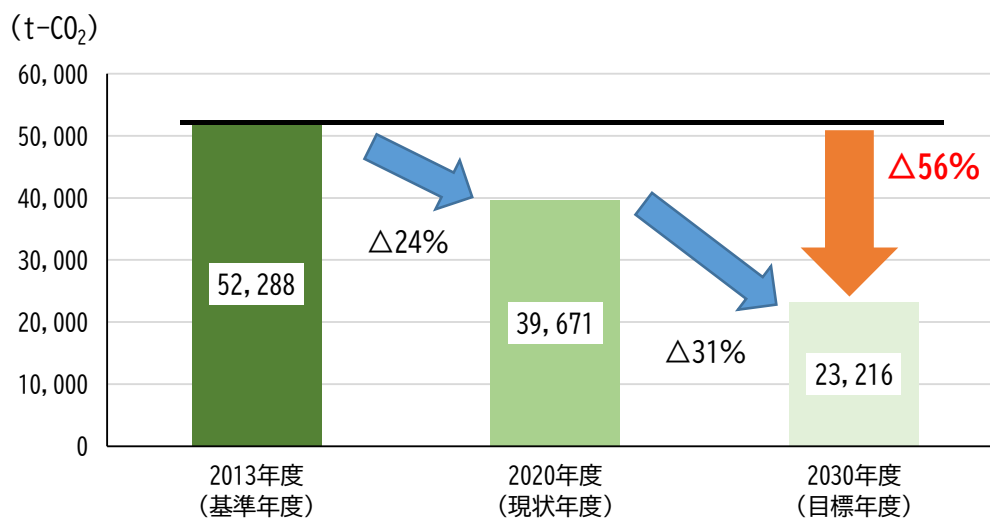
本計画の温室効果ガス排出量の削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を
2013年度比で **56%**削減

◆温室効果ガス排出量の削減目標

(単位：t-CO₂)

| 項目 | 2013年度 (基準年度) | 2020年度 (現状年度) | 2030年度 (目標年度) | 削減目標 |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------|
| 温室効果ガス排出量 | 52,288 | 39,671 | 23,216 | △56% |



第5章 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

1 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の基本方針

国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス削減目標として地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標は基準年度比約51%削減を掲げており、地方公共団体における地球温暖化対策の取組は、これまで以上の省エネルギー化や再生可能エネルギー*の利用などに努めることが求められています。

また、藤沢市域全体を対象とした「藤沢市地球温暖化対策実行計画」において、地方公共団体が含まれる「業務その他部門」の削減目標は「2030年度（令和12年度）における温室効果ガス排出量を2013年度（平成25年度）度比で55.6%削減」としており、市が率先して取り組むことで、市民・事業者における取組を促進していく必要があります。

■省エネルギー対策の推進

温室効果ガス排出量の削減に向けて、効率的かつ効果的な省エネを推進するために、脱炭素型ライフスタイルの実践を進めるとともに、公共施設への計画的な省エネ設備の導入や建物の省エネ化を進めます。

■再生可能エネルギーの利用

再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出せず、枯渇することのない持続可能なエネルギー源です。また、自家消費型の太陽光発電システムと蓄電池*を併せて活用することで、発電した電力を効率的に利用できるだけでなく、災害時に独立したエネルギー源としての役割を担うこともできます。

公共施設への再生可能エネルギーと蓄電池の導入を進めるとともに、温室効果ガス排出量の少ない燃料と電気の選択を進めます。

■環境にやさしい移動手段・緑化の推進

温室効果ガス排出量を削減するためには、省エネや節電などの取組だけでなく、社会システムや都市・地域の構造を脱炭素型に変えていくことが必要です。

公共交通機関などの利用やエコドライブ*の実践に努めるとともに、温室効果ガスの吸収源対策として、公共施設や敷地内の緑化を進めます。

■ごみの減量化と資源化

循環型社会の形成により、ごみを減量化することは、ごみの焼却処理による温室効果ガス排出量の削減につながります。

廃棄物からの温室効果ガス排出量は、一般廃棄物に含まれるプラスチックの焼却による排出が大部分を占めているため、プラスチックごみの削減などごみの減量化を進めるとともに、ごみの分別などの再資源化を進めます。

2 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組体系

4つの基本方針に基づいて効果的に取組を進めていくために、基本方針ごとに、次のように体系づけるとともに、各基本方針と関連性の高い持続可能な開発目標（SDGs）を示します。

基本方針1 省エネルギー対策の推進

- ・脱炭素型ライフスタイルの実践
- ・省エネ設備等の導入促進



基本方針2 再生可能エネルギーの利用

- ・再生可能エネルギーの導入
- ・温室効果ガス排出量の少ないエネルギーの選択



基本方針3 環境にやさしい移動手段・緑化の推進

- ・環境にやさしい移動手段の推進
- ・緑化の推進



基本方針4 ごみの減量化と資源化

- ・ごみの減量化
- ・ごみの資源化



3 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組

基本方針1 省エネルギー対策の推進



■脱炭素型ライフスタイルの実践

空調や照明の使用などの職員の日常業務における省エネルギーを推進していくことで、温室効果ガス排出量を削減します。

| 取組項目 | 具体的な取組 |
|-----------|--|
| 空調の使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房は適正な温度で管理します。 ・クールビズ、ウォームビズを心がけ、過度な冷暖房の使用を控えます。 ・ブラインドやカーテンなどを活用して冷暖房の効果を高めます。 ・エアコンのフィルターを定期的に清掃します。 ・空調設備は不必要な場合、電源を切ります。 |
| 照明の使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・使用していない箇所の照明はこまめに消灯します。 ・昼休みに、窓口に影響がない範囲で消灯を行います。 ・ノー残業デーを設定し、一斉に消灯します。 ・ブラインドなど活用し、自然光を取り入れます。 ・業務に支障のない範囲で、最低照明出力を調整します。 ・業務に支障のない範囲で、人感センサーの保持時間を短縮します。 |
| OA 機器等の使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・退庁時は支障のない範囲でプリンターやコピー機等の電源を切ります。 ・離席時にパソコンやノートパソコンをスリープモードにします。 ・パソコンやプリンターなどは省エネモードに設定します。 ・パソコンのディスプレイを適切な輝度に設定します。 |
| その他設備の使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・近階への移動は階段を利用し、エレベーターの使用を控えます。 ・休憩室の冷蔵庫の温度を適正に設定します。 ・コージェネレーション*システムの運転時間を短縮できるように設備の稼働状況の適正化を図ります。 ・湯沸器・温水器は、タイマー制御が可能なものについては利用実態に合わせて利用時間を設定します。 |

■省エネ設備等の導入

設備更新や新設・改築の際には、LED照明や高効率空調などの省エネ設備、BEMS*などのエネルギーマネジメントシステムを施設規模や用途に応じて導入することで、温室効果ガス排出量を削減します。

| 取組項目 | 具体的な取組 |
|----------|---|
| 省エネ設備の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・ヒートポンプ式の空調システムなどの高効率空調を導入します。 ・LED照明などの高効率照明への入れ替えを行います。 ・誘導灯をLED照明へと入れ替えます。 ・人感センサーを導入します。 ・コージェネレーションシステムを導入します。 ・BEMSの導入に努め、エネルギーを賢く使います。 ・熱交換型換気設備を導入します。 ・モータやポンプ、ファンにインバータを導入します。 |
| 建物の省エネ化 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の新築・改修時は、外壁に断熱材の使用などを行います。 ・窓の二重化やペアガラスなどによる気密化、断熱化に努めます。 |

◆市役所本庁舎 LED照明



◆藤が岡保育園 LED照明



基本方針2 再生可能エネルギーの利用



■再生可能エネルギーの利用

太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの率先導入を進めるとともに、併せて、蓄電池の導入を行うことで、効率的なエネルギーの使用と災害への対策を行っていきます。

| 取組項目 | 具体的な取組 |
|--------------|---|
| 再生可能エネルギーの利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・既存の公共施設への太陽光発電システム等を率先的に導入します。 ・新設する庁舎や校舎等の公共施設について導入可能性を検討し、太陽光発電システム等を設置します。 ・太陽光発電システムの設置の際にはPPA*事業による導入を検討します。 ・廃棄物焼却に伴う廃熱を利用した発電を行います。 ・蓄電池を導入し、発電した電力を効率的に利用します。 |

■温室効果ガス排出量の少ないエネルギーの選択

使用する再生可能エネルギーによる発電割合が高く、温室効果ガス排出量の少ない電力の選択を進めるとともに、使用している化石燃料に関しては、温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換を進めます。

| 取組項目 | 具体的な取組 |
|-----------------------|--|
| 温室効果ガス排出量の少ないエネルギーの選択 | <ul style="list-style-type: none"> ・電力を調達する際には、再生可能エネルギーによる発電比率が高い電力を選択します。 ・温室効果ガス排出量の少ない燃料への転換を進めます。 |

◆市役所本庁舎 太陽光発電システム



基本方針3 環境にやさしい移動手段・緑化の推進



■環境にやさしい移動手段の推進

電気自動車や燃料電池*自動車、ハイブリッド車などの次世代自動車*の導入や、公共交通機関などの環境にやさしい移動手段の利用、カーシェアリングなどの車両の共同利用を進めるとともに、エコドライブを実践します。

| 取組項目 | 具体的な取組 |
|----------------|---|
| 環境にやさしい移動手段の利用 | <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車や燃料電池自動車、ハイブリッド車などの次世代自動車を導入します。 ・カーシェアリングの活用による車両の共同利用を検討します。 ・近距離の移動は自転車又は徒歩で行い、自動車の使用を控えます。 ・出張等は、公用車の乗合や公共交通機関を利用します。 |
| エコドライブの実践 | <ul style="list-style-type: none"> ・運転時の燃費を把握します。 ・発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進します。 ・車間距離にゆとりをもって、加減速の少ない運転を行います。 ・減速時は早めにアクセルを離し、エンジンプレーキを活用します。 ・暖房を使用する際には、「A/C*」スイッチをオフにするなど、車内空調を適切に使用します。 ・駐停車時などは無駄なアイドリングをしないように心がけます。 ・あらかじめ行き先やルートを確認し、渋滞を避け、余裕をもって出発します。 ・使用時には、タイヤの空気圧を確認します。 ・不要な荷物をおろし、燃費の改善に努めます。 ・駐車する際は、他の車の交通を妨げないようにします。 |

■緑化の推進

脱炭素社会の実現に向けて、大気中の温室効果ガスの吸収源となる敷地内の緑地の整備や省エネルギー化につながる壁面や屋上の緑化を行います。

| 取組項目 | 具体的な取組 |
|-------|---|
| 緑化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑地を整備します。 ・壁面や屋上の緑化を行います。 |

基本方針4 ごみの減量化と資源化



■ごみの減量化

資料・事務手続きの簡素化や両面印刷などにより、紙の使用を抑えるとともに、簡易包装された商品や詰め替え可能な製品の購入などを行うことで、ごみの減量化を行います。

| 取組項目 | 具体的な取組 |
|--------|---|
| ごみの減量化 | <ul style="list-style-type: none"> ・両面印刷や裏紙印刷などにより紙の使用量を削減します。 ・不要な物品は購入せず、必要なもののみ購入します。 ・職員ポータル掲示板の「物品 Reuse 情報」を活用します。 ・パソコンやタブレット等の活用により、会議用資料や事務手続きにおける紙の使用をできるだけ控えます。 ・簡易包装された商品や詰め替え可能な製品を購入します。 ・耐久性の高い製品や再使用しやすい製品を購入します。 ・納入業者・委託業者等に対して、納品の際の梱包、包装等の削減を要請します。 ・マイボトルやマイバッグを活用します。 |

■ごみの資源化

ごみの分別を徹底するとともに、文房具などを購入する際は、「エコマーク」が表示されている製品や「グリーン購入*法」に適合している製品を積極的に選択します。

| 取組項目 | 具体的な取組 |
|--------|--|
| ごみの資源化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底します。 ・資源は、紙・缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装に分別します。 ・文房具などを購入する際は、「エコマーク」が表示されている製品や「グリーン購入法」に適合している製品を積極的に選択します。 |

第6章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

■環境マネジメントシステム管理推進員

本計画の推進にあたり、各課等に「環境マネジメントシステム管理推進員」（原則として課長補佐級）を配置して、次の取組を行うこととします。

| 取組内容 |
|--|
| 温室効果ガス排出量の削減に率先して努めるとともに、本計画を職場内に周知し、取組の徹底を図ります。 |
| 電気・ガス・自動車以外に使用する燃料（自家発電機やチェーンソー等に使用するガソリン、暖房に使用する灯油、ボイラーに使用するA重油等）・水道・下水道に関するエネルギー使用量は、使用月の翌月末までに、地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）へ入力を完了させます。 「エネルギー使用量等調査票」の「自動車燃料の使用」及び「自動車管理表」（いずれも自動車を管理する全課等対象）における各項目を調査し、毎年4月末日までに、事務局（環境総務課）に報告・提出します。 |
| 環境マネジメントシステム管理推進員研修に参加します。 |
| 必要に応じて、職場内研修を実施します。 |

■藤沢市環境政策推進会議

本計画に掲げた施策の効果的な推進及び総合的な調整を図るため、行政の内部に「藤沢市環境政策推進会議」を設置し、取組を進めます。

■外部による監査

本計画の実効性を保つため、必要に応じ、外部による環境マネジメントシステム監査を実施します。

本計画の取組に対する評価については、各職場において検証することが重要ですが、実効性を担保するために、客観的な評価を受けることで、さらに課題を明らかにし、改善につなげます。

外部監査員は、環境保全に関する専門家などから選任します。

■職員に対する研修

本計画は、全庁的に実施するもので、削減への取組は持続可能なものである必要があります。

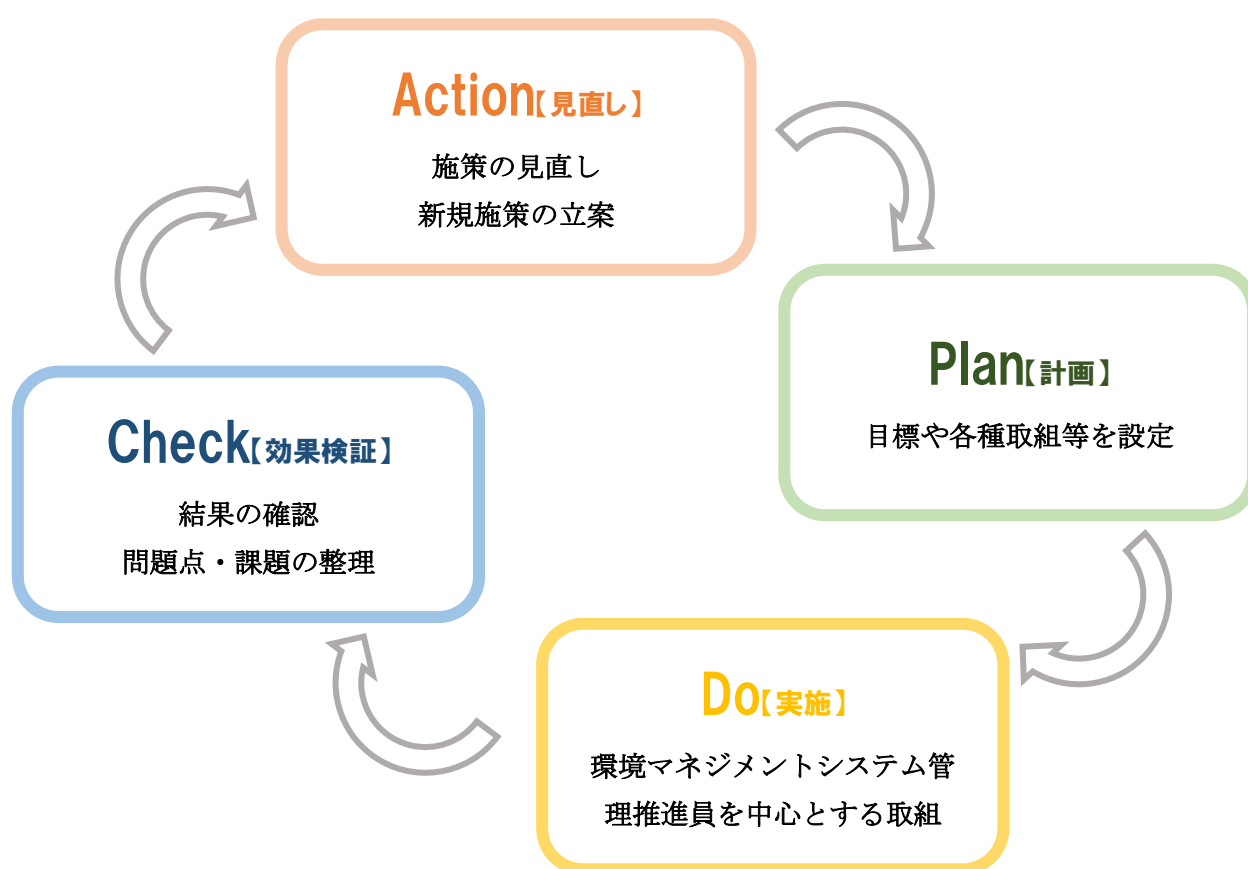
そのためには、職員一人ひとりが藤沢市の環境や本計画の内容に関し、必要な知識・情報を備え、共有することが必要です。そのために、職員に対して、次のような研修を実施し、温室効果ガス排出量の削減に対する意識づけを図ります。

| 研修 |
|-----------------------------|
| 環境マネジメントシステム管理推進員を対象とする研修会 |
| 職員ポータルを利用した、全職員への「環境eラーニング」 |
| 必要に応じた職場内研修 |

2 計画の進行管理

本計画の達成状況等については、毎年度、PDCA サイクル（Plan・Do・Check・Action）という事業活動の「計画」・「実施」・「効果検証」・「見直し」の循環）に基づく進行管理を行います。

| | |
|--------|--|
| Plan | 温室効果ガス排出量の削減に向けた目標や取組等を策定します。 |
| Do | 環境マネジメントシステム管理推進員を中心に、温室効果ガス排出量の削減に取り組めます。 |
| Check | 当該年度の温室効果ガス排出量及び削減目標に対する進捗状況を把握することで、取組の課題等を整理します。 |
| Action | 温室効果ガス排出量の更なる削減に向けて、新たな取組等を検討します。 |



■実施結果の公表

本計画に基づく取組の実施結果については、次に示す方法により広く公表します。

| | |
|-------|-------------------------|
| 公表の方法 | 広報ふじさわ |
| | 藤沢市ウェブサイト |
| | ふじさわ環境白書（藤沢市環境基本計画年次報告） |
| 公表の内容 | 目標値に対する結果 |
| | 外部による環境マネジメントシステム監査の結果 |

資料編

1 エネルギー使用量等の報告帳票類

■エネルギー使用量等 調査票（見本）

【省エネ法調査票-1】 自動車燃料の使用

| 調査項目 | 単位 | 使用量 | | | | | | | | | | | | 年間計 | 増減の理由 | | |
|--------|-------|-------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------|-------|-------|--|
| | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | | | |
| 燃料 | ガソリン | 令和3年度 | kl | | | | | | | | | | | | | 0.000 | |
| | | 前年度 | | | | | | | | | | | | | 0.000 | | |
| | 軽油 | 令和3年度 | kl | | | | | | | | | | | | | 0.000 | |
| | | 前年度 | | | | | | | | | | | | | 0.000 | | |
| LNG | 令和3年度 | ml | | | | | | | | | | | | | 0.000 | | |
| | 前年度 | | | | | | | | | | | | | 0.000 | | | |
| その他の燃料 | 令和3年度 | | | | | | | | | | | | | | 0.000 | | |
| | 前年度 | | | | | | | | | | | | | 0.000 | | | |

【神奈川県地球温暖化対策推進条例 調査票-1】 自動車管理表
(電気自動車を除いた自動車に関するもの) 課名

| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L | M | N |
|-------|------|---------|---------------|-----------|------------|--------------|------------------|-----------------|--------------|-----------|----------------------|---|--|
| 自動車番号 | 車両番号 | 初年度登録年月 | 自動車の種別 | 用途 | 車両総重量 (トン) | 燃料の種類 | 低公害車の区分 | 走行距離 (km) | 年間燃料給油量 【注1】 | 燃費 (/km) | CO ₂ 排出係数 | CO ₂ 排出量 (tCO ₂) | 令和2年度内の新車廃車の有無 |
| | 湘南○○ | 平成○○年○月 | 「大型」「普通」「小型」等 | 「乗用」「貨物」等 | トン単位で記入 | 「ガソリン」「軽油」など | 「低公害車」「低燃費車」等の種別 | 年間走行距離を km単位で記入 | 1年間の給油量等を記入 | J÷I | 【注2】から選択してください | J×L÷1,000 | 新車・廃車に該当がある場合記載 新車・廃車 新車・廃車にした年月 |
| 1 | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | | | | |
| 32 | | | | | | | | | | | | | |
| 33 | | | | | | | | | | | | | |
| 34 | | | | | | | | | | | | | |
| 35 | | | | | | | | | | | | | |
| 36 | | | | | | | | | | | | | |
| 37 | | | | | | | | | | | | | |
| 38 | | | | | | | | | | | | | |
| 39 | | | | | | | | | | | | | |
| 40 | | | | | | | | | | | | | |
| 41 | | | | | | | | | | | | | |
| 42 | | | | | | | | | | | | | |
| 43 | | | | | | | | | | | | | |
| 44 | | | | | | | | | | | | | |
| 45 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | |

【注1】 液体燃料 (ガソリン、軽油等) : (L)、気体燃料 (天然ガス等) : (m³)、L P G : (kg)
【注2】 ガソリン : 2.32、軽油 : 2.58、天然ガス : 2.22、L P G : 3.00

(電気自動車に関するもの)

| A | B | C | D | E | F | G | H | I | J | K | L1 | M1 | L2 | M2 | N |
|----------------|---------------------|------------|--------------|---------|--------------------|----------------|----------|----------|--------------|----------------|----------------------|--|----------------------|--|----------------|
| 自動車番号 | 車両番号 | 初度登録年月 | 自動車の種別 | 用途 | 車両総重量(トン) | 燃料の種類 | 低公害車等の区分 | 走行距離(km) | 年間燃料給電量(kWh) | 燃費(/km) | CO ₂ 排出係数 | CO ₂ 排出量(tCO ₂) | CO ₂ 排出係数 | CO ₂ 排出量(tCO ₂) | 令和2年度内の新車廃車の有無 |
| 相模○○ □-△△△△ | (記入方法と例) 車検証を確認して転記 | | | | 各車両の記録を確認して記載 | | | | J÷I | 実排出係数 0.462 | J×L1÷1,000 | 調整後 排出係数 0.462 | J×L2÷1,000 | 新車・廃車に該当がある場合記載 | |
| | 平成○年○月 | 「普通」又は「小型」 | 「乗用」 「貨物」 | トン単位で記入 | 年間走行距離を km単位で記入 | 1年間の給電量 を記入 | | | | | | | | 新車・廃車 した年月 | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | | | | | | | | | | | (実) | - | (調整後) | - | |
| 有効数字処理後 | | | | | | | | | | | (実) | - | (調整後) | - | |

【神奈川県地球温暖化対策推進条例 調査票-2】 軽自動車管理表

課名

(電気自動車を除いた軽自動車に関するもの)

| A | B | C | D | E | G | H | I | J | K | L | M | N |
|----------------|---------------------|--------|--------------|------------------|----------------------|--------------------|-----------------|-------------|---------|----------------------------|--|-----------------|
| 自動車番号 | 車両番号 | 初度登録年月 | 自動車の種別 | 用途 | 燃料の種類 | 低公害車等の区分 | 走行距離(km) | 年間燃料給油量【注1】 | 燃費(/km) | CO ₂ 排出係数 | CO ₂ 排出量(tCO ₂) | 令和2年度内の新車廃車の有無 |
| 湘南○○ □-△△△△ | (記入方法と例) 車検証を確認して転記 | | | | 各車両の記録を確認して記載 | | | | J÷I | 【注2】 から選択 してくだ さい | J×L÷1,000 | 新車・廃車に該当がある場合記載 |
| | 平成○年○月 | 「軽」 | 「乗用」 「貨物」 | 「ガソリン」 「軽油」など | 「低公害車」 「低燃費車」等の種類 | 年間走行距離を km単位で記入 | 1年間の給油量 等を記入 | | | | | 新車・廃車 した年月 |
| 1 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | |
| 11 | | | | | | | | | | | | |
| 12 | | | | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | | | | |
| 14 | | | | | | | | | | | | |
| 15 | | | | | | | | | | | | |
| 16 | | | | | | | | | | | | |
| 17 | | | | | | | | | | | | |
| 18 | | | | | | | | | | | | |
| 19 | | | | | | | | | | | | |
| 20 | | | | | | | | | | | | |
| 21 | | | | | | | | | | | | |
| 22 | | | | | | | | | | | | |
| 23 | | | | | | | | | | | | |
| 24 | | | | | | | | | | | | |
| 25 | | | | | | | | | | | | |
| 26 | | | | | | | | | | | | |
| 27 | | | | | | | | | | | | |
| 28 | | | | | | | | | | | | |
| 29 | | | | | | | | | | | | |
| 30 | | | | | | | | | | | | |
| 31 | | | | | | | | | | | | |
| 32 | | | | | | | | | | | | |
| 33 | | | | | | | | | | | | |
| 34 | | | | | | | | | | | | |
| 35 | | | | | | | | | | | | |
| 36 | | | | | | | | | | | | |
| 37 | | | | | | | | | | | | |
| 38 | | | | | | | | | | | | |
| 39 | | | | | | | | | | | | |
| 40 | | | | | | | | | | | | |
| 計 | - | - | - | - | - | - | 0 | 0 | - | - | 0.00 | |

【注1】 液体燃料(ガソリン、軽油等)：(L)、気体燃料(天然ガス等)：(m³)、LPG：(kg)

【注2】 ガソリン：2.32、軽油：2.58、天然ガス：2.22、LPG：3.00

(電気自動車に関するもの)

| A | B | C | D | E | G | H | I | J | K | L1 | M1 | L2 | M2 | N | |
|----------------|---------------------|------------|--------------|---------|--------------------|----------------|----------|--------------|---------|----------------------|--|----------------------|--|-----------------|--|
| 自動車番号 | 車両番号 | 初度登録年月 | 自動車の種別 | 用途 | 燃料の種類 | 低公害車等の区分 | 走行距離(km) | 年間燃料給電量(kWh) | 燃費(/km) | CO ₂ 排出係数 | CO ₂ 排出量(tCO ₂) | CO ₂ 排出係数 | CO ₂ 排出量(tCO ₂) | 令和2年度内の新車廃車の有無 | |
| 相模○○ □-△△△△ | (記入方法と例) 車検証を確認して転記 | | | | 各車両の記録を確認して記載 | | | | J÷I | 実排出係数 0.462 | J×L1÷1,000 | 調整後 排出係数 0.462 | J×L2÷1,000 | 新車・廃車に該当がある場合記載 | |
| | 平成○年○月 | 「普通」又は「小型」 | 「乗用」 「貨物」 | トン単位で記入 | 年間走行距離を km単位で記入 | 1年間の給電量 を記入 | | | | | | | | 新車・廃車 した年月 | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | |
| 合計 | | | | | | | | | | | (実) | - | (調整後) | - | |
| 有効数字処理後 | | | | | | | | | | | (実) | - | (調整後) | - | |

2 用語集

| あ行 | |
|--------|---|
| エコドライブ | ゆるやかな発進や一定速度での走行等、車の燃料消費量や二酸化炭素（CO ₂ ）排出量を減らすための環境に配慮した運転方法のことです。 |
| 温室効果ガス | 大気中の二酸化炭素（CO ₂ ）やメタン（CH ₄ ）などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといい、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF ₆ ）、三ふっ化窒素（NF ₃ ）の7種類としています。 |

| か行 | |
|----------------------------|---|
| カーボンニュートラル | 温室効果ガスの排出量と吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになっていることを言います。 |
| 緩和策 | 温室効果ガスの排出削減と吸収源の対策により、地球温暖化の進行を食い止めることであり、例として、省エネや再生可能エネルギーなどの普及による脱炭素化などが挙げられます。 |
| 気候変動に関する政府間パネル（IPCC） | 1988年（昭和63年）に、国連環境計画と世界気象機関により設立された組織です。世界の政策決定者に対し、正確でバランスの取れた科学的知見を提供し、「気候変動枠組条約」の活動を支援しています。地球温暖化について網羅的に評価した評価報告書を発表するとともに、適宜、特別報告書や技術報告書、方法論報告書を発表しています。 |
| グリーン購入 | 商品やサービスを購入する際に必要性をよく考え、価格や品質だけでなく、環境に与える影響ができるだけ小さいものを選んで優先的に購入することです。2001年（平成13年）には国等によるグリーン調達促進を定める「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」が制定されています。 |
| コージェネレーション | ガスや石油等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱を回収することで、電力と熱をともに供給するシステムの総称です。 |
| 国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21） | 「国連気候変動枠組条約」における最高意思決定機関の締約国会議（COP）であり、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目標として、1992年（平成4年）に採択された「国連気候変動枠組条約」に基づき、1995年（平成7年）から毎年開催されている年次会議のことです。2015年（平成27年）に開催されたCOP21は、第21回目の年次会議に当たります。 |

| さ行 | |
|----------------------|---|
| 再生可能エネルギー | 太陽光や太陽熱、中小水力、風力、バイオマス、地熱等、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないエネルギーのことです。 |
| 次世代自動車 | 電気自動車・燃料電池自動車・ハイブリッド車・プラグインハイブリッド車・天然ガス自動車・クリーンディーゼル車を指します。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素（CO ₂ ）の排出を抑えた設計になっています。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもあります。 |
| 持続可能な開発のための2030アジェンダ | 2015年（平成27年）9月25日に、ニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで採択された2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする国際社会共通の目標です。 |

| さ行 | |
|------------------|---|
| 持続可能な開発目標 (SDGs) | 2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標であり、開発途上国の開発に関する課題にとどまらず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取組として作成されました。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。 |
| 循環型社会 | 天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のことです。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、2000年(平成12年)に制定された「循環型社会形成推進基本法」で定義されています。 |

| た行 | |
|------------------|--|
| 代表的濃度経路シナリオ | 人間活動に伴う温室効果ガス等の大気中の濃度が、将来どの程度になるかを想定した排出シナリオのことです。政策的な温室効果ガスの「緩和策」を前提として、将来の温室効果ガスの経路のうち代表的なシナリオが作られました。 |
| 脱炭素社会 | 化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のことです。 |
| 地球温暖化 | 人の活動の拡大によって、二酸化炭素(CO ₂)などの温室効果ガスの濃度が上がり、地表面の温度が上昇することです。近年、地球規模での温暖化が進み、海面上昇や干ばつなどの問題を引き起こし、人や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。 |
| 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)」における「京都議定書」の採択を受け、日本の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組を定めたものであり、1999年(平成11年)に施行された法律です。2021年(令和3年)の改正により、「パリ協定」に定める目標を踏まえ、2050年(令和32年)までの脱炭素社会の実現、環境・経済・社会の統合的向上、国民を始めとした関係者の密接な連携等を、地球温暖化対策を推進する上での基本理念として規定されました。 |
| 蓄電池 | 二次電池とも呼ばれ、繰り返し充電して使用できる電池のこと。スマートフォンのバッテリー等に使われているほか、近年は再生可能エネルギー設備と併用し、発電した電力を溜める家庭用蓄電池等が普及しています。 |
| 適応策 | 既に現れている、あるいは、中長期的に避けられない地球温暖化の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し、被害を最小限に食い止めるための取組です。 |

| な行 | |
|------|---|
| 燃料電池 | 「水素」と「酸素」を化学反応させて、直接「電気」を発生させる装置です。燃料電池の燃料となる水素は、天然ガスやメタノールから作るのが一般的で、酸素は、大気中から取り入れます。また、発電と同時に熱も発生しますので、その熱を活かすことでエネルギーの利用効率を高められます。 |

| は行 | |
|-------|---|
| バイオマス | 動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみガラ等があります。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるため、地球温暖化防止に役立てることができます。 |

| は行 | |
|------|--|
| パリ協定 | 2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組であり、1997年（平成9年）に定められた「京都議定書」の後継に当たります。「京都議定書」と大きく異なる点としては、途上国を含むすべての参加国に、排出削減の努力を求めている点です。 |

| や行 | |
|------|---|
| 約束草案 | COP21に先立って各国が提出した、各国内で決めた2020年（令和2年）以降の温暖化対策に関する目標を意味します。 |

| 英数字 | |
|------|--|
| A/C | エア・コンディショナーという意味であり、車内を冷却・除湿させるための機能です。車内空調の暖房は、エンジンの排熱を利用して車内を暖める機能であるため、冷却・除湿を行うA/Cをオフにすることで、コンプレッサの動作が抑制され、燃費を改善することができます。 |
| BEMS | 「Building Energy Management System」の略称であり、ビルエネルギー管理システムのことです。設備の運転状況やエネルギー消費を可視化し、ビルの省エネ化や運用面の効率化に役立ちます。 |
| CCUS | 「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage（二酸化炭素の回収・有効利用・貯留）」の略称であり、火力発電所や工場等からの排気ガスや大気中に含まれる二酸化炭素を分離・回収し、資源として鉱物、化学品、燃料の製造などに有効利用する、又は地下の安定した地層の中に貯留する技術のことです。 |
| PPA | 「Power Purchase Agreement（電力購入契約）」の呼称であり、設備設置事業者が施設に太陽光発電システムを設置し、施設側は設置された設備で発電した電気を購入する契約のことです。屋根貸し自家消費型モデルや第三者所有モデルとも呼ばれており、施設側は設備を所有しないため、初期費用の負担や設備の維持管理をすることなく、再生可能エネルギーの電気を使用することができます。 |

藤沢市環境保全職員率先実行計画

2022年(令和4年)3月 発行
2023年(令和5年)4月 改定

- 藤沢市 環境部 環境総務課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
電話:0466-50-3529
FAX:0466-50-8417
E-mail: fj-kankyous@city.fujisawa.lg.jp

